

結了

貯業第三一三二號

昭和二年六月二十九日立案
昭和二年七月一日 發送

課長 一法

回 答

年 月 日

局 名

愛媛縣多田郵便局宛

爲替ニ使用スル印判ノ件

右ニ關シ來照ノ處爲替取扱上原則トシテハ爲替用主務者印（爲替取扱規程附録第一號雛形）ヲ使用スヘキ義ニ付右了知相成度

貯 金 局

昭和二年七月一日

めくれず

愛媛縣多田局

郵便局爲替貯金課御中

爲替ニ使用スル印判問合セノ件

近時至ルモ未タ左記ノ様ナル印章ヲ使用スル局所多數有之モツトモ職印ヲ以テ爲替主務者印ノ代用トスルヲ得トノ規程ハ有之モ新調ノ印判若シクハ改正ニナリテモ最早相當年月日經過セルモノニ付區々ナル取扱ヲ爲スハ證書眞疑ヲ確ムルニモ非常ナル不便ヲ感スルニ付左記ノ内何レカ正當ナルヤ御指示相願度(責任ノアル)

記

貯金局

甲 愛媛縣何郵便局長何某(氏名) 附

乙 愛媛縣何局長 附